

## 第5 危険物の許可数量等の算定

製造所等で取り扱う許可数量等の算定は、次のとおりとする。

### 1 製造所、一般取扱所の許可数量等の算定（昭和40年4月15日付け自消丙予発第71号質疑）

1日に製造され又は取り扱われる終末製品（危険物）の最大数量を許可数量等とする。ただし、取り扱われる原材料（危険物）の指定数量の倍数が終末製品の倍数より大きい場合は原材料の数量による。

この場合、算定の結果、原料である危険物の取扱最大数量をもって製造所の許可数量等とした場合は、原料である危険物の品名と異なる品名の危険物である製品、半製品又は中間生成物については、これらの性質に応じそれぞれ取扱いに係る設備の構造及び消火設備等についても規制を受けるものとする。危険物である製品の取扱最大数量をもって製造所の許可数量等とした場合における原料、半製品又は中間生成物についての規制も、同様とする。

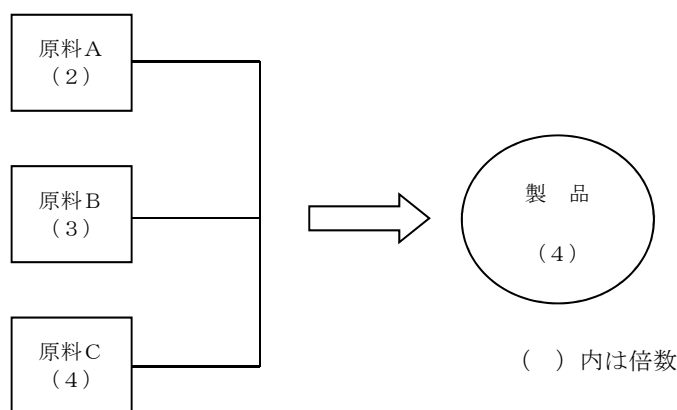
また、循環系装置により危険物を循環させて取り扱う場合は瞬間最大停滞量を許可数量等とすることを原則とする。

#### (1) 製造所及び製造工程を有する一般取扱所

製造される製品によって、製造工程が単純なものから複雑なもの、製造工程が数日にわたるものなど様々なケースがあり、実態に応じて算定する。

##### ア 原料が反応等によりすべて製品となる場合

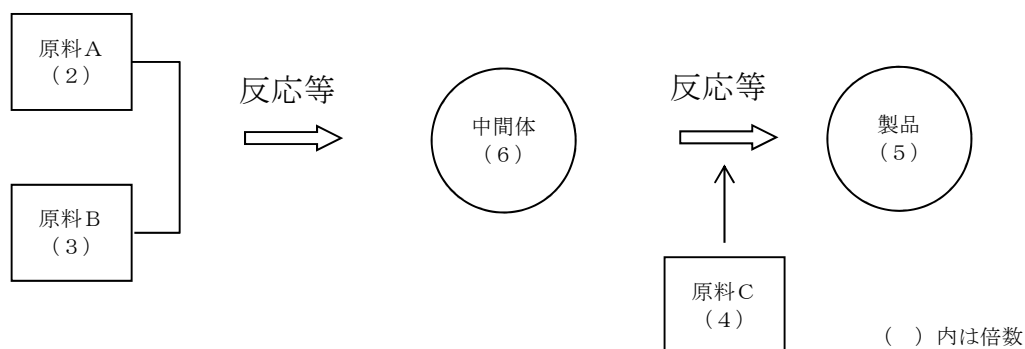
1日単位で原料に係る危険物と製品危険物を比較し、指定数量の倍数の大きい方をその工程の許可数量等とする。複数の工程が同時にある場合は、それらを合算して許可数量等を算定する（第5-1図参照）。



原料A、B、Cに係る倍数  $2 + 3 + 4 = 9 > \text{製品の倍数} 4$   
原料に係る危険物の数量を許可数量等とする。

第5-1図

イ 1日単位で見ても、原料と追加原料を合算したもの、中間体危険物と追加原料を合算したものと及び製品危険物を比較し、倍数の大きい方をその工程の許可数量等とする。ただし、中間体危険物が不安定ですみやかに製品危険物に移行する場合を除く(第5-2図参照)。



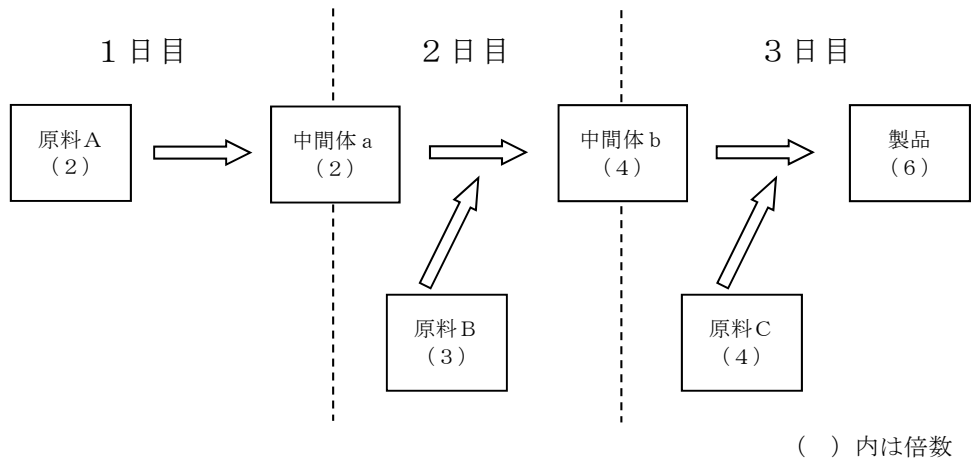
原料の合計倍数

$2 + 3 + 4 = 9 < \text{中間体の倍数} + \text{原料C} (6 + 4) = 10 > \text{製品の倍数} 5$   
中間体及び原料Cに係る危険物の数量を許可数量等とする。

第5-2図

ウ 製造工程が複数の日にかかる場合

それぞれの日ごとに工程中の危険物の倍数を算定し、倍数の大きい日を許可数量等とする（第5-3図参照）。

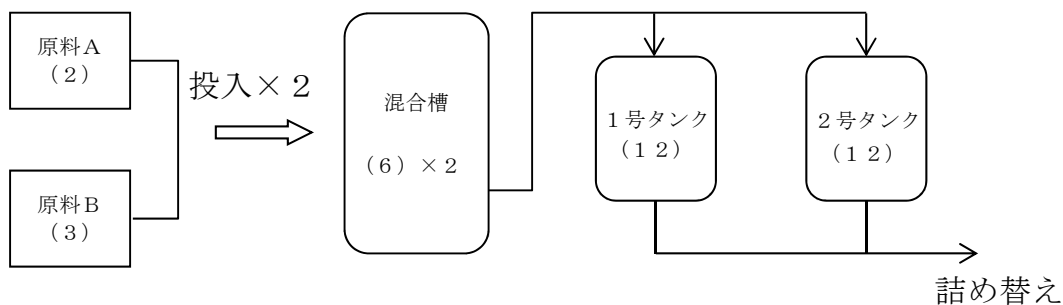


- 1日目：原料Aの倍数2＝中間体の倍数2 ⇒ 危険物の倍数2
- 2日目：中間体aの倍数2＋原料Bの倍数3＝5＞中間体bの倍数4 ⇒危険物の倍数5
- 3日目：中間体bの倍数4＋原料Cの倍数4＝8＞製品の倍数6 ⇒危険物の倍数8
- 3日間のうち、3日目の中間体b及び原料Cに係る危険物の数量を許可数量等とする。

第5-3図

エ 同一の危険物を繰り返して製造する場合

1工程の取扱倍数に繰り返した回数に乗じた数値及び製品の熟成等のため停滞がある場合は、当該停滞危険物の倍数を加算した数値とし、前記アと同様に原料危険物の倍数と比較し大きい方を許可数量等とする（第5-4図参照）。



( ) 内は倍数

- 1日目：原料A＋原料Bの倍数(2+3)×2=10<混合槽(6×2)=12 危険物の倍数12
- 2日目：原料A＋原料Bの倍数(2+3)×2=10<混合槽＋1号タンク(6×2+12)=24 危険物の倍数24
- 3日目：原料A＋原料Bの倍数(2+3)×2=10<混合槽＋2号タンク(6×2+12)=24 危険物の倍数24
- 2日目又は3日目の混合槽及びタンクに係る危険物の数量を許可数量等とする。

第5-4図

オ 複数の製品を製造する場合の許可数量の算定

前記アからウにより、各製品の作業日ごとの倍数を算定し、最大となる日の取扱数量及び倍数を許可数量等とする。

カ その他

(ア) 各工程で使用する原料及び製品等が危険物となるかどうかを危険物等データベース登録確認書、確認試験結果書等により確認する。

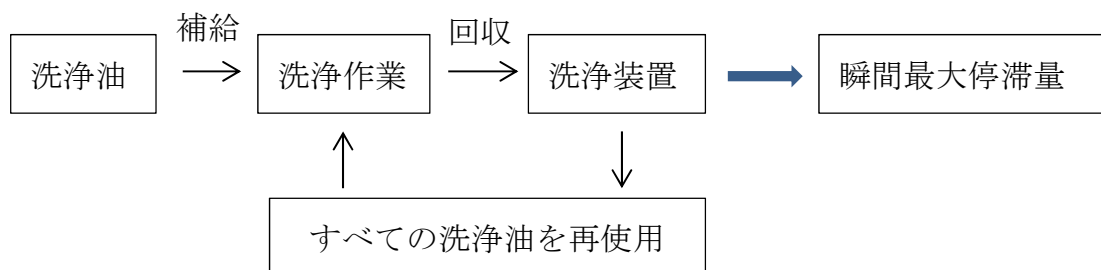
(イ) 油圧機器内蔵油、ボイラー燃料、熱媒体油の危険物及び洗浄用危険物がある場合は、許可数量等の算定にあたって、最終的に合算して求める。

(2) (1) 以外の一般取扱所

ア 洗浄作業・切削装置等の一般取扱所

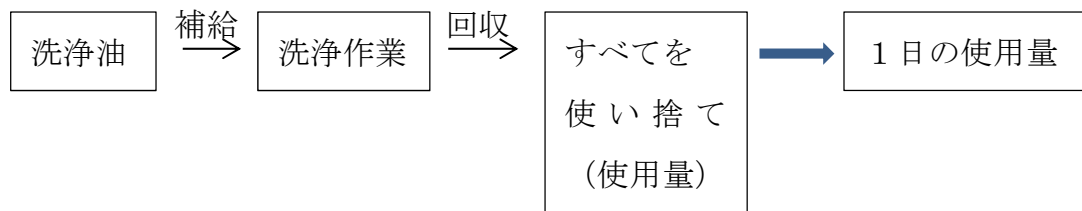
危政令第19条第2項に規定する洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所について、洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。

(ア) 洗浄後、すべての危険物を回収して再使用する場合（第5-5図参照）



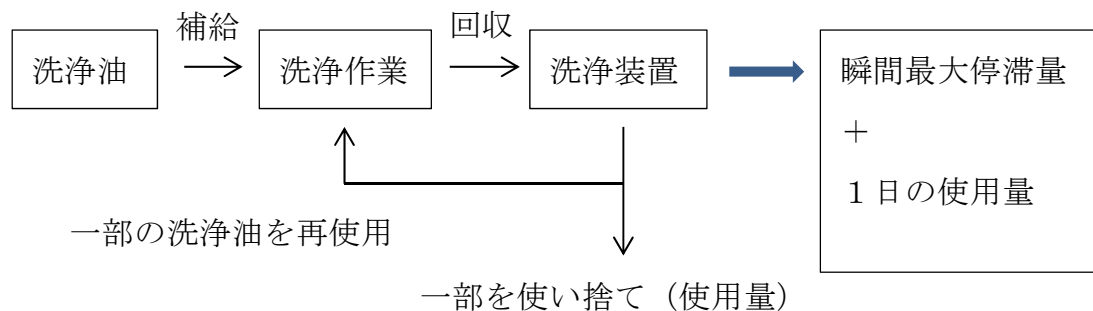
第5-5図

(イ) 洗浄後、すべての危険物を使い捨てる場合（第5-6図参照）



第5-6図

(ウ) 洗浄後、一部の危険物を回収して再使用する場合（第5-7図参照）



第5-7図

## イ 消費の一般取扱所

### (ア) ボイラー・常用発電設備等の消費量

ボイラー等の時間あたりの最大消費量×就業時間を基本とし、1日における計画又は実績消費量で算定する。サービスタンク等がある場合は、その容量と消費量を比較し、大なる方で算定する。

### (イ) 非常用発電設備の消費量

業態、用途、貯蔵量（他許可施設含む。）等を総合的に判断して算定する。

原則、最低2時間以上であるが、地震等の災害対策として24時間稼動を想定したものは24時間の消費量を許可数量等とする。

### (ウ) その他

油圧設備、熱媒体油循環設備及び発電設備で潤滑油を使用する場合は、許可数量等に合算する。

## ウ 充填の一般取扱所

移動タンク貯蔵所に固定されたタンクに危険物を充填する一般取扱所は、1日当たりの最大充填量とする。なお、付属する20号タンクが存する場合は、その容量と比較し、大なる方とする。

## エ 詰替えの一般取扱所

容器に詰め替える一般取扱所については、1日の取扱数量と固定注油設備に接続する地下の専用タンクとの容量を比較し、大なる方とする。

## オ 油圧装置、潤滑油循環装置等の一般取扱所

装置系統内のリザーバータンクや配管等を含む総量（瞬間最大停滞量とする。）

で算定し、総量に変動がある場合は、その最大となる量とする。

カ 危政令第19条第2項に規定する取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所については、それぞれの取扱形態ごとの許可数量等を合算する。ただし、合算した指定数量の倍数は、それぞれの取扱形態ごとに制限された指定数量の倍数のうち最小の倍数を超えないものとする。

## 2 屋内貯蔵所・屋外貯蔵所

許可数量等は、床面積等に関係なく、実際に貯蔵される危険物の量による。

## 3 屋外タンク貯蔵所・移動タンク貯蔵所

許可数量等は、タンク容量とする。

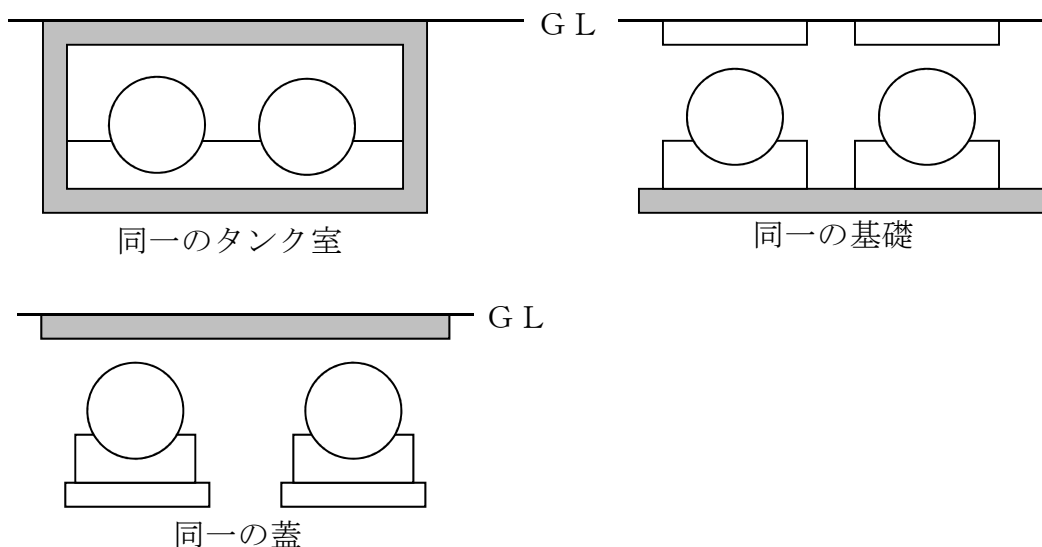
## 4 屋内タンク貯蔵所

許可数量等はタンク容量とし、またタンク専用室に2以上の屋内貯蔵タンクを設ける場合は合算となる。

## 5 地下タンク貯蔵所

許可数量等はタンク容量とし、次に掲げるタンクは、合算した数量が一の地下タンク貯蔵所の許可数量等とする（第5－8図参照）。

- (1) 同一のタンク室に設置されているもの
- (2) 同一の基礎上に設置されているもの
- (3) 同一の蓋で覆われているもの



第5－8図

## 6 簡易タンク貯蔵所

許可数量等は、タンク容量とし、一の簡易タンク貯蔵所に3基まで設置することができる。

なお、同一品質の危険物の簡易貯蔵タンクを2以上設置することはできない。

同一の品質の危険物には、法別表第1の品名が同じものであっても品質の異なるものは含まれない。

例) オクタン価の異なるガソリンは、同一の品質とならないこと。したがって、レギュラーガソリンとハイオクガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは、一の簡易タンク貯蔵所に設置することができる。

#### 7 販売取扱所

許可数量等は、保有量で算定し、1日の販売量で算定するものではない。

#### 8 給油取扱所

危政令第17条第1項第7号（同条第2項から第5項までの例による場合を含む。）に定める専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの容量を合算し、許可数量等とする（第5-1表参照）。

- (1) 危規則第25条の5に規定する付属設備等に収納されている危険物の数量の合計は、指定数量未満とする。
- (2) 容器内に収納されている危険物の数量の合計は、指定数量未満とする。
- (3) (1) 及び (2) の危険物の数量は、別々に指定数量以下とする。

[第5-1表 許可数量等に含まないもの]

<p>付属設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等の点検・整備を行う設備 オートリフト ピット オイルチェンジャー ウォールタンク タイヤチェンジャー ホイールバルンサー エアコンプレッサー バッテリーチャージャー等</li> <li>・自動車等の洗浄を行う設備 蒸気洗浄機 洗車機</li> <li>・混合燃料油調合機</li> </ul>	<p>指定数量未満</p>
<p>油庫内の容器等</p>	<p>ドラム缶、オイル缶</p>	<p>指定数量未満</p>